

# 平成 25 年度特別監察報告書

平成 26 年 10 月

国土交通省大臣官房監察官室

## 目次

第 1 監察事項及び対象機関	1
第 2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間	2
第 3 監察結果	3
I. はじめに	3
II. 報告	4
1. 趣旨	4
2. 高知県内における入札談合事案の概要と経緯	4
3. 再発防止対策	5
4. 入札談合等関与行為に係る再発防止対策の取組状況	6
(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組	6
(2) 事業者・OBとの接触・対応	13
(3) 機密情報管理の徹底	20
(4) 応札・落札状況の分析	26
III. 推奨事例	27

## 第1 監察事項及び対象機関

平成25年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

### (1) 監察事項

入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証

### (2) 対象機関

全地方整備局及び北海道開発局において抽出した事務所等

第2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間
中部地方整備局 浜松河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 高橋 宏幸 監察官付 大澤 一夫	平成25年 5月28日から 5月29日まで
四国地方整備局 中村河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 小竹 利明	平成25年 6月12日から 6月14日まで
九州地方整備局 筑後川河川事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 浮谷 高司	平成25年 6月19日から 6月20日まで
関東地方整備局 横浜国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 小竹 利明	平成25年 7月29日及び 7月31日
東北地方整備局 山形河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 高橋 宏幸	平成25年 8月29日から 8月30日まで
四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 村田 誠 監察官 渡辺 淳一	平成25年 11月28日から 11月29日まで
北陸地方整備局 新潟国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 榊原 佳広 監察官 荒木 佑馬	平成25年 12月 4日から 12月 5日まで
近畿地方整備局 滋賀国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 高橋 宏幸	平成26年 1月20日から 1月21日まで
中国地方整備局 広島国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 榊原 佳広 監察官 荒木 佑馬	平成26年 1月27日から 1月28日まで
北海道開発局 札幌開発建設部	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 宇随 幸雄 監察官 小澤 雅幸 監察官 荒木 佑馬	平成26年 2月27日から 2月28日まで

### 第3 監察結果

#### I はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会は、国土交通省に対し、高知県内における国土交通省（高知河川国道事務所、土佐国道事務所）の土木工事発注に関し、両事務所の副所長が建設業者代表取締役社主に対し総合評価点数等を教示していたことについて、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行い、同日、これに加えて、改善措置要求が今回で三度目になることを踏まえて、国土交通省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置を求めるとした要請を行った。

このような事態を受けて、発注業務を担う職員を含む全職員が、改めて綱紀の厳正な保持に万全を期すとともに、省を上げて再発防止対策を徹底して行うことが必要であるが、それと同時に、これまでのコンプライアンスの取組では今回の不正行為を防止することにつながらなかったことを踏まえ、これまでの監察を検証し、再発防止対策の実効性が上がるよう改善していくことが必要とされた。

このため、事前に書面監察を行った上で現地監察を行う現行の定期監察に加えて、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により抽出した事務所等を対象とし、平生の取組を抜き打ちで監察することにより、現場レベルにおける再発防止対策の定着状況や問題点を把握し、改善の動機付けを行うこととした。

なお、本報告書は監察実施期間における監察内容を踏まえたものとしているが、現地監察実施後、各監察対象機関において順次適切な措置を講じている。

## II 報告

### 1. 趣旨

平成 24 年 10 月、高知県内の直轄事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成 25 年 3 月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」をとりまとめた。

本報告書では、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、毎年度、一定の事務所を抽出して本省主導により抜き打ちの特別監察を実施することとしている。

このため、地方整備局及び北海道開発局の事務所等を対象とし、再発防止対策の実施状況を抜き打ちで点検し、問題点の把握及び改善の動機づけを行うことにより、入札談合等関与行為の再発を確実に防止するための取組を促すことを目的とした特別監察を実施した。

### 2. 高知県内における入札談合事案の概要と経緯

平成 24 年 9 月、高知県内における国土交通省（高知河川国道事務所、土佐国道事務所及び高知港湾・空港整備事務所）の土木工事発注に関し、公正取引委員会は、独占禁止法に基づく事業者に対する排除措置命令・課徴金納付命令の前提となる事前通知を行った。

また、同年 10 月 17 日、公正取引委員会は国土交通省に対し、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った。その主な内容は、

- ・土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の副所長が、それぞれ当該事務所発注の土木工事に関し、遅くとも平成 20 年 4 月 1 日以降、建設業者代表取締役社長の求めに応じ、①入札参加予定者、②業者ごとの総合評価の点数、③予定価格等を教示。
- ・事業者らが、その情報に基づき、受注予定者を決定して入札するなどの談合行為を繰り返していた

というものである。

さらに、同日、公正取引委員会審査局長から当省大臣官房長あてに、法律上の改善措置要求に加えて、要請が行われた。その主な内容は、

- ・国土交通省は、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求が今回で 3 度目になることを踏まえて、省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置を求めるとしたものである。

なお、国土交通省においては、改善措置要求等に先立ち、平成 24 年 9 月 7 日に「高知県内における入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、有識者委員の指導を

得た上でその実態解明と再発防止対策等の検討を行い、本件事案に関する調査結果とこれを踏まえた省全体としての再発防止対策を平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「高知県内事案報告書」という。）として取りまとめた。

### 3. 再発防止対策

国土交通省としては、高知県内の入札談合事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

具体的には、再発防止対策検討委員会による事象の要因・背景の分析を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を職員個人の責任に委ねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくとともに、高知県内の入札談合事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとした。

#### 1 コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
- (4) 意識改革に向けた取組
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

#### 2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底

#### 3 ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

#### 4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

- 5 再就職の自粛要請
- 6 再発防止対策の周知

特別監察では、事務所等における再発防止対策の実施状況を点検・検証する観点から、特に1(3)～(5)、2(1)(3)、4(2)に重点を置き、監察を行った。

#### 4. 入札談合等関与行為に係る再発防止対策の取組状況

##### (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

###### ① 監察結果

高知県内事案報告書では、研修等コンプライアンス意識の高揚に関し、以下の再発防止対策が求められている。

- 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
  - 違法性の認識に関する研修の徹底
  - 不当な働きかけに対する報告の徹底
- など

監察の結果、各地方整備局及び北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）では、コンプライアンスに関する組織体制を整備し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度計画であるコンプライアンス推進計画を策定していた。監察を行った地方整備局等の事務所等（以下「事務所等」という。）では本局の定めたコンプライアンス推進計画に基づき、違法性の認識に関する研修や職員の意識改革に向けた取組を進めるとともに、コンプライアンス推進本部に事務所等の取組を報告し、再発防止対策の検証・指導・改善を行う仕組みが設けられていた。

また、事務所等では、違法性の認識に関する研修の徹底等のため、コンプライアンス・ミーティング、コンプライアンス研修、各種講習会等を開催し、具体の事例を基にしなげら、意見を出し合うグループ討議等を取り入れるなどの工夫をしていた。

一方、研修やコンプライアンス・ミーティング等の職員の意識の高揚に係る取組について、マンネリ化を防ぎながら継続的に進めていくためには、使用する教材やグループ討議における指導者育成について更なる工夫が必要と考えられる。

また、国土交通省全体としてコンプライアンスの取組を効果的に進めていくためには、



事務所等における推奨事例を他の地方整備局等や事務所等に水平展開していくことが重要である。

## ② 監察を受けて取組を開始したこと

本監察結果を踏まえ、本省担当部局では以下の取組を実施している。

### ➤ 国土交通大学校 コンプライアンス指導者養成研修

公共調達に携わる職員として必要なコンプライアンスの徹底に係る知見を修得し、コンプライアンス指導者として必要な能力の向上を図るため、地方整備局等本局の主任監査官、事務所所長等を対象とした研修を開始（平成 25 年 11 月開講）

### ➤ コンプライアンス研修用DVDの作成

コンプライアンスに関する個々の職員の認識を深めるため、具体のケースをドラマ化したDVDを開発（平成 26 年 3 月）

## ③ 今後とも取り組むべき事項

研修等コンプライアンス意識の高揚のため、地方整備局等においては、今後とも以下の取組を進めていく必要がある。

### ➤ 地方整備局等における推奨事例の水平展開

九州地方整備局におけるコンプライアンスインストラクター研修のカリキュラム（ワークショップの技法、プレゼンの手法）、近畿地方整備局におけるブロックコンプライアンストレーニング等の先進事例のノウハウを地方整備局等で共有

### ➤ 局幹部によるイニシアチブの発揮

本局幹部が事務所等を訪問し、本音で意見交換を行うなど、幹部自らがコンプライアンス意識の高揚のためのイニシアチブを発揮

### ➤ 過去の不正事案の記録

過去の不正事案の詳細な記録を整理し、職員間で共有

## ④ 事務所等における監察結果

事務所等における監察結果は以下のとおりであった。

(北海道開発局札幌開発建設部)

- ・ 部長は、コンプライアンスについては、繰り返し職員に伝え組織全体に浸透させることが大事であると考え、そのため、様々なルールの背景を特に中間管理職に十分に理解させるよう注意を払っていた。これは、いわゆるコンプライアンスの「やらされ感」につながらず、また、「社会的使命の達成」に職員を動機付けるために、重要であるとの認識であった。
- ・ 札幌開発建設部は1000人規模の大所帯であるが、札幌開発建設部コンプライアンス推進計画推進プログラムを策定し、札幌開発建設部独自の取組を含め165の項目を立て、各所属の課題を抽出して、きめ細かく実行していた。札幌開発建設部独自の取組として、例えば、業務処理の適正化のため公物管理の実施項目を立て、法令の根拠に遡る勉強会を開催し、指導していた。  
また、管内を4つの地域ブロックに分け、地域ブロックごとの事務所・事業所等のコミュニケーションの強化及び部門を超えた横断的な取組や連携を図るための情報交換及び意見交換を行っていた。
- ・ コンプライアンス担当調査官が事務局長役を務め、部長、次長クラスが手分けをして、25年度中に22の事務所・事業所等を訪問し、本音を言える少人数のミーティングを数多く実施していた(参加人数417名)。訪問は、各幹部が、部下職員を不祥事から守り、使命感と誇りを持って業務に携われるようにするという共通の意識の下、それぞれの幹部が、事前に本局のコンプライアンス通信などを基にテーマを考え、また、語りかけ方もそれぞれ工夫して行われていた。  
また、一方で、コンプライアンス講習では、事務所管理職のマネジメント能力の強化のため、25年度中に135名の課長・事務所長クラスに講習を行い、その後966名の課員に講習を行う「多層的」な取り組みをするなど工夫を凝らして実施されていた。  
これら以外にも、課・事務所・事業所等ごとにコンプライアンス等に係る職場内ミーティングを行っていた(平成25年12月までに920回実施、12,424人が参加)。
- ・ リスク点検(25年度後期分)は北海道開発局全体で行われているが、札幌開発建設部は、点検総数が開発局全体の24%に当たる13,409件を実施しているだけでなく、前述の推進プログラムに反映させるなどきめ細かく対応していた。課所長が繰り返し周知する等確実性を高めるための取組が必要と判断したものは、開発局全体が22.2%に対し、29.98%となっていた。

(東北地方整備局山形河川国道事務所)

- ・ 所長は、山形河川国道事務所(以下「山形河川国道」という。)は規模の大きい事務所であるので職員との意思の疎通が最も大事なマネジメントの基本であり、職員の悩みは

一人で抱え込ませないようにするため風通しのよい組織を作ることを心がけていた。そのため、所長室のドアは常に開放しつつ、スケジュールも職員にオープンにし、職員の相談をできる限り受けられる状態を作るとともに、朝会も活用して職員に対し口を酸っぱくしてコンプライアンスの取組を促しているとのことであった。

- また、所長は、今後の社会資本の維持管理の重要性から、技術力の伝承が大事と考え、特に若手職員に現場の状況を見せることを心掛けていた。また技術力の向上の必要性は自治体においても変わらないことから、自治体にも現場見学の情報を伝え、参加可能としていた。
- 東北地方整備局本局が開発したeラーニングシステムについては、本局が事務所に未受講者を伝え、全て正解するまで確実に受講するよう行われていた。セルフチェックシートでは、実施率のほか正答率も把握するよう行われていた。
- 本局、国土交通大学校等各種機関が行う研修については、山形河川国道は、仕事の繁忙期を避けながら、技術系で年20人、事務系で月1人ほどの職員を推薦していた。
- 東北地方整備局では、水門談合等を契機に各事務所に事務所長を委員長とする綱紀粛正対策委員会が設置されているが、山形河川国道においても服務規律の確保、公務員倫理の保持と併せて発注事務に係る綱紀保持を目的として綱紀粛正対策委員会が年2回程度定期的に開催されていた。
- 東北地方整備局コンプライアンス推進計画では、日常業務におけるコンプライアンスについて、職員相互間で意見交換を行うことにより理解を促進するため、コンプライアンス・ミーティングを実施することとされているが、山形河川国道でも職員が出席できる日時を捉えて年2回程度、課、出張所等の所属ごとに開催されていた。事務所の取組としては、コンプライアンス・ミーティングで出た職員の意見をフィードバックして朝会（週1回）に報告し、機会をとらえて所属ごとに出た意見を伝え注意喚起をするようにしていた。

（関東地方整備局横浜国道事務所）

- 所長は、関東地方整備局が独自に作成した「関東地方整備局職員行動基準」について、これを漫然と読むだけでは効果がないので、1)心構えとして法令遵守、2)仕事の進め方として積極的な情報発信と説明責任、3)職場の環境づくりとして情報共有と組織での課題解決、の3つのポイントを強調して、職員の意識喚起を図っていた。
- 横浜国道事務所（以下「横浜国道」という。）の特徴的な取組として、若手職員の人材育成や能力向上を図るため、多くの職員が参加できるよう（26歳以下又は入省4年以下の職員は原則として毎回出席、技術系4名・事務系4名）、事務・技術合わせ幅広いテーマで「スキルアップ講習会」を毎月一回開催していた。本セミナーでは、実務的な内容を題材とし、職員の対外的な説明能力向上を図るためにも、若手職員が講師となって説明する等の工夫を行っていた。

(北陸地方整備局新潟国道事務所)

- ・ 所長は、コンプライアンスの取組については、コンプライアンス推進計画を踏まえ、繰り返し職員の意識の高揚を行っていくことが大事と考えていた。具体的には、
  - 1) 本局とも連携し、公正取引委員会事務総局の担当官を講師に、近隣事務所や本局の担当官も呼んで、官製談合防止法に関する講習会を平成 25 年 12 月 3 日に開催していた。
  - 2) コンプライアンス・ミーティングでは、本局から提示されたテーマを基にしつつ、具体のシチュエーションを設定して参加者が自分の問題として考えることができるよう、所属長の進め方について指導するなど工夫を凝らしていた。
- ・ また、所長は、コンプライアンスの取組を確実に進めるためにも、職員とのコミュニケーションをできるだけ取ることが重要と考え、午前と午後の一定の時間を「決裁優先の時間」として確保していた。

(中部地方整備局浜松河川国道事務所)

- ・ 副所長(事務)をトップにしたコンプライアンス推進室が設置され(平成 25 年 5 月 7 日)、14 課長、7 出張所長計 36 名による全体定例会は、月に 1 度開催されていた。
- ・ 全体定例会で、所長及び事務副から、高知県内の入札談合事案の教訓が周知徹底されていた。(不正は必ずばれる。ペイしない。違法性の認識がなかった、知らなかったと言っても済まない話。)
- ・ コンプライアンス・ミーティングは、四半期に 1 回開催(平成 25 年 6 月 4 日に第 1 回開催)することとされており、出張中、休暇中の職員も含めて全員に周知徹底を図る取組(「追っかける」の取組)をしていた。
- ・ グループ討議の題材は事務所で考えているが、なかなか適切な資料がないとのことであった。グループ討議を充実させるためには、本局や本省が主体となり、教材、リードの仕方等について、指導者を拡大・育成する必要がある。

(近畿地方整備局滋賀国道事務所)

- ・ 所長は、コンプライアンスの取組については、書かれていることだけに囚われるのではなく、適切な判断ができるよう、職員の意識の高揚を図るとともに、職員が決して一人で問題を抱え込まない、組織で対応していくということを基本に、行うべきことはどんどん進めていきたいと考えていた。具体的には、
  - 1) 滋賀国道は事務所全体で一つのチームであり、困ったことはすぐ相談してほしい。職員とは日頃から信頼関係を作っていくことが大事。
  - 2) 滋賀県内における、道路事業への県民、自治体からの期待、重要性はますます高まっている。滋賀国道はまさにその最前線にいるので、各方面からの期待を受けて、職

員が、業務の重要性について自信と誇りを持って仕事を進めるようにしたい。

- ・ また、豊岡飛鳥事案を受けて、事務所相互間でコンプライアンスの状況を審査する「コンプライアンストレーニング」、事務所内で行う「コンプライアンス・ミーティング」とも事務所で定着してきている。最初は、疑問や戸惑いもあったが、本音で議論することにより、本心から納得できる機会になっている。本局からの最近の詳しい情報も参考になる。また、コンプライアンス・ミーティングも、本音の議論を行い、さらに、今後の提案などもあり、無駄だと思う職員はおらず、定着していると考えていた。
- ・ いわゆる滋賀用地不正補償事案を受けて、用地補償における個人の裁量はシステム上、なくなっているのに加え、用地職員を組織全体でバックアップする体制が構築されていた。また、平成16年2月には滋賀県内における「公共事業等行政対象暴力対策協議会」を設置し、警察や他の発注機関とも緊密に連携して、行政に対する不当要求は、毅然とした態度をとるという体制が構築されていた。

(中国地方整備局広島国道事務所)

- ・ 所長は、コンプライアンスの確立には、官製談合防止法、国家公務員倫理規程等のルールを正確に理解することが不可欠であり、また、文字面に囚われて職員がいたずらに萎縮するようなことが無いようにするために、ルールの本質についての理解度を高める工夫をしたい。そのため、例えば、所属長会議では、所長コメントを付して、ルールの肝を職員に伝えるようにしていた。
- ・ また、上司に問題点等を報告・相談しやすい職場環境づくりをしていきたい、そのため、管理職員は部下職員の話をしっかり聞くよう指導していた。
- ・ さらに、業務に対する責任感と達成感を感じてもらうことが重要と考え、25年度の3事業箇所の供用開始時の機会をとらえ、職員と達成感を共有したいと考えていた。
- ・ コンプライアンス・ミーティングについては、1年を通して副所長を全ての所属のミーティングに1回は参加させ、職員の議論を活性化させるようにするとともに、参加できなかった職員については、追加ミーティングを実施していた。所長は、ミーティング方式は職員が自らの意見を述べるという点において職員の意識づけに有効であり、継続して実施することが望まれると考えていた。
- ・ 事務所では、中国地整全体の方針に則り、「コンプライアンス研修関係受講者名簿（H25）」を作成し、職員一人一人に対し、コンプライアンス講習会、出前講座等の受講確認をし、休職者等を除き、受講率100%となるよう取り組んでいた。

(四国地方整備局中村河川国道事務所)

- ・ 所長は、若手職員に対してまずは人間としての基本を教える（交通マナーを守る、セーフティロード103（土佐）に参加等）ことを重視し、コンプライアンスについては、相手を拒絶して怒らせるのではなく、相手に理解させ納得させるコミュニケーションの力

を持たせることが大事であると職員に教育していた。また、技術管理課長の経験を生かし、職員に対して不正行為で犠牲になるものの重さ（億単位の損害賠償請求、免職も含め懲戒免職等の事例等の実例）を具体的に説明するほか、退庁時に各課を回るなど職員とのコミュニケーションに努めていた。

- ・ 平成 25 年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画では、四国は信頼回復のため、特に、毎月 1 回全職員が参加してグループ討議を行うコンプライアンス・ミーティング、各職員が毎月コンプライアンスの行動をチェックする「私のコンプライアンス行動チェック」を実施することとされていた。

全職員参加の日程調整はかなり難しく、頻度は多いと感じているものの、やらなければならないものであり、負担とは感じていないと述べていた。また、自分の課で参加できない職員は、他の課で参加するなどしているとのことだった。

実施に当たっては、ミーティングでは、高知県内の入札談合事案の教訓に加えて身近で日常的なテーマも扱い、所長等幹部によるアドバイザー参加や、行動チェックをミーティングと同時に進行するなど、マンネリ化しないよう工夫を凝らしていた。

- ・ 本局においても、現場の取組が形骸化・マンネリ化しないよう、キメ細かくフォローし、PDCAサイクルを回すべきである。

(四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所)

- ・ 所長は、高知県が入札談合事案の震源地であったので、そういう意味で他事務所、他地方整備局から見られているという認識を持っている。基本的にはコンプライアンス推進計画を忠実に実行することが大事であると考えていた。
- ・ 事務所独自の取組としては、人事評価について、推進計画では、副所長級以上にコンプライアンスの徹底と部下指導について目標を掲げることとしているところ、当事務所では、部下のいる専門官以上に目標を掲げることとしていた。
- ・ コンプライアンス・ミーティングは毎月 1 回課長会議（専門官以上のクラス）で行い、事務所では 3 グループに分かれて実施していた。出張所では、安全パトロールなどが催されたときに事務所幹部が出向き、司会者となってコンプライアンス・ミーティングを主導するなど、工夫を凝らして行われていた。
- ・ 同ミーティングは、24 年度末の 3 月は他事務所より参加率が低い結果が出たのを受け、所長から「100%を達成せよ」と指示を行い、4 月以降は 100%の出席率となっていた。また、局から提示されるテーマの内容が比較的重厚なものであるときは、独自に、職員にとってより身近でわかりやすいテーマを設定し、ミーティングを実施していた。

(九州地方整備局筑後川河川事務所)

- ・ 所長は、24 年度の災害の復旧事業等の業務が多忙の中ではあるが、それだけに職員のコンプライアンス意識が重要である、と繰り返し職員に語りかけているとのことだった。

不正事案が発生すれば、家族にも影響が及ぶこと、整備局全体の信用失墜になることを職員に語りかけ、メンタル面も含めて職場内コミュニケーションに気を配っているとのことだった。

- ・ 事務所の電気通信系職員（7名）のリーダーである防災情報課長は、課内のコンプライアンス・ミーティング等の際に、不正事案を受け電気通信系職員に対して内外から厳しい視線があることを踏まえて、しっかりと行動するとともに仕事に誇りを持つよう部下に伝えていた。また、本局の情報通信技術調整官等は、各事務所の電気通信系職員（94名）をブロック毎に集めて、不正事案の事実関係等を説明し、小さなことから深みに入っていくことのないよう具体的に教えていた。事務所長、副所長も、また、企画部長、企画調整官も、電気通信系職員等少数職種に対してメンタル面も含めてフォローしているとのことだった。
- ・ 25年度から、熊本地区と長崎地区では、電気通信系職員をブロック内の代表事務所に集約配置しており、電気通信業務をブロック単位で実施し、技術の伝承、縦横のコミュニケーション、複数での業者対応の取組を、非常対応とバランスをとりつつ、試行していた。
- ・ コンプライアンス・ミーティングについては、平成25年度九州地方整備局コンプライアンス推進計画においては、事務所の管理職会議及び各課、各出張所において、四半期に1回以上実施するとされている。当事務所においては、業務多忙のため、正規のミーティングは開催されていないが、各単位で朝会終了後に短時間のトピック的な説明はされていた。九州地方整備局の独自の取組である局幹部による事務所職員とのミーティング及びコンプライアンス・キャラバン隊による講習会は、当事務所では平成24年11月に開催されていたが、いずれも活発な意見交換により意識が高まったと好評であった。
- ・ 本局は、発注者綱紀保持規程は改正済みであり、発注者綱紀保持マニュアルは、7月のコンプライアンス推進本部及びアドバイザー委員会を経て改訂予定とのことであった。

## （2）事業者・OBとの接触・対応

### ①監察結果

高知県内事案報告書では、事業者・OBとの接触・対応に関し、以下の再発防止対策が求められている。

- 意識改革に向けた取組  
など

監察の結果、副所長室の相部屋化やオープンな場所で打合せの実施に向けた取組が進められており、監察を行った全ての各地方整備局及び北海道開発局の事務所等において、高知県内事案報告書に定められた再発防止対策が徹底されていた。

一方、事業者・OBとの対応について受注の挨拶等に限定した結果、災害時対応等非常時における迅速な対応を懸念する事務所等が複数あった。

## ②監察を受けて取組を開始したこと

高知県内事案報告書等を踏まえ、地方整備局等では以下の取組を進めている。

- 副所長室の可視化・大部屋化、オープンな場所での接客  
副所長室の可視化、大部屋化及びオープンな接客場所の確保等の職場環境の改善

## ③今後とも取り組むべき事項

事業者・OBとの接触ルールの明確化・徹底のため、地方整備局等においては、今後とも以下の取組を進めていく必要がある。

- 適切な情報共有・意見交換  
災害時の迅速な対応や、一者応札や不調・不落の要因等の把握のため、透明性を維持しつつ、事業者等と適切な情報共有・意見交換を実施する機会を確保
- 局長による呼びかけ  
業者・OBとの接触ルールの明確化・徹底について、事務所長会議等の機会を活用し、局長自らが発信
- OBに対する再就職等規制の周知徹底  
再就職者による働きかけの禁止するなど、OBに対して国家公務員法に定められた再就職等規制の周知徹底

## ④事務所等における監察結果

事務所等における監察結果は以下のとおりであった。



(北海道開発局札幌開発建設部)

- ・ 事業者との接触ルールについては、年度当初に、一般社団法人札幌建設業協会及び一般社団法人空知建設業協会に対し、コンプライアンス推進計画の取組や事業者との接触ルール等について説明し、協力を要請していた。
- ・ OBの訪問については、受注の挨拶等がほとんどであるとのことであった。
- ・ 部長・次長に対する訪問者については、25年度から、総務課において定期的に来客状況の整理・確認を行っていた。
- ・ 事業者とのコミュニケーションについては、各建設業協会において全体的な意見交換会のほか、委員会ごと（土木委員会等）やテーマごと（不調・不落対策等）の意見交換会も複数回開催されており、その中で忌憚のない意見交換ができているとのことであった。また、農業部門においては、協会に所属していない業者も含めて、区画整理工事を受注している業者を全員集めて、不調不落対策等に関する意見交換会を行っていた。
- ・ 個別の業者からの情報収集は行っていないが、上記の取組によって、最近の業界の状況はかなりきめ細かく聴き取ることができているとのことであった。

(東北地方整備局山形河川国道事務所)

- ・ 所長は、事業者との関係では、コンプライアンスの点で引くべき線はしっかり引くべきであり、外から見てどう見えるかを考え国民から信頼してもらえるよう行動することが大事と考えていた。一人で密室では対応しない、事業者と接触する際には複数人で話を聞くよう、自ら行動するとともに職員に働きかけているとのことだった。
- ・ 個々の事業者とは受注の挨拶程度で、地域要件、労務単価等の現場の要望やクレーム等の話はなく、事業者には事故がないようお願いしているとのことであった。災害時のための必要な情報交換は行っており、今後も引き続きやっていきたいとのことであった。事務所として山形県建設業協会等との意見交換会は開催していないとのことであった。
- ・ OBは、辞めてコンサル系に行き、数年経った人が多いが、受注の挨拶等で週に1、2人程度来るとのことであった。OBとは立ち話か、若しくはソファがないので打ち合わせテーブルでの対応としていた。
- ・ 山形河川国道においては、かつては事務副所長は個室であったが、現在は3人の副所長（事務、技術2名）が相部屋になっていた。水門談合を契機に東北地方整備局全体で相部屋化が進展した可能性があった。
- ・ 不当な働きかけについては、24年度から書き込みやすい様式を事務所独自の取り組みとして作っていた。具体の事例や相談はないとのことであったが、所長は職員が問題を抱えた時、上司を巻き込む行動を促すことがポイントであり、さらに工夫していきたいとのことであった。
- ・ 山形河川国道は、災害対応時は建設業界との協定があり、また維持業者と契約を結んでおり、緊急時の体制には問題がないと認識していた。出張所長は、事業者との連絡体

制を密にとっているとのことであった。

(関東地方整備局横浜国道事務所)

- ・ 横浜国道においては、1日数名の事業者・OBと接触・対応するが、事務所受付で誰が来訪したかを確認し、挨拶程度のものは名刺受けでの対応か、若しくは立ち話で済ませ、打ち合わせを要するものは、ドアを閉めることなく打ち合わせを行うとともに、誰が、何時、何の目的で来訪したかの記録を残す取組を徹底していた。
- ・ 不当な働きかけについては、事務所の共有フォルダの中に「コンプライアンス推進本部」というフォルダを設け、「不当な働きかけを見たとき」、「不当な働きかけを受けたとき」の対応を説明し、また、綱紀保持規程や報告書(届出様式)を格納していた。また、万が一、事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然とした対応を取るよう徹底していた。
- ・ 所長は、事業者・OBからの説明については、技術提案ほか業界の状況の確認や技術力の保持のため重要な情報は積極的に収集するようにしていた。これにより、災害時の業界との円滑な連携については基本的に可能と認識していた。
- ・ 副所長室の相部屋化については、カウンセリングなどの対応のためのスペースは考慮した上で、個室は原則廃止することとし、予算措置を行うなどして順次相部屋化を行うこととしていた。

(北陸地方整備局新潟国道事務所)

- ・ 北陸地方整備局においては、平成18年に発注者綱紀保持規程を制定し、執務室にカウンターを設け、外部から自由に入れないようにしており、その頃から事業者・OBの意識も変わってきたのではないかと。現在は、OB等の来訪の際にも、事務所長、副所長等の部屋の入り口で立ったままの対応を原則としていた。事業者・OB側の行動に、現在、特段の問題は感じられないが、今後とも、OB等の訪問の際には、気を付けていきたいとのことであった。
- ・ 平成25年8月より、改築担当と管理担当の両副所長の相部屋化が行われ、事務副所長室との間もドアを撤去した。所内の部下からの報告についても、関係副所長と一緒に話を聞けるため、部下職員にとってはメリットが大きく、人事関係等を除いては、特段の支障はないとのことであった。
- ・ 災害対応時等の業界との連携については、建設業協会各支部との意見交換会や安全協議会を通じて、事業者とのパイプはできているとのことであった。
- ・ 北陸地方整備局においては、中越地震等を契機にして、維持工事に際し、事務所と事業者が連携して災害時に際しての協定を締結し、非常時災害に備えているため、非常時の業者との連携について特段懸念すべき事情はないとのことであった。

(中部地方整備局浜松河川国道事務所)

- ・ 事業者との応接方法の徹底では、当事務所は十分なスペースがとれず、業務が多忙で複数の対応が難しい状況の中、
  - 1) 衆人環視の中で、カウンターにおいて複数で対応する、
  - 2) 出張所等小人数のため複数対応が難しい場合には事後報告を必ず行う、という方針を示していた。
- ・ 副所長室の相部屋化については、既に河川担当とダム担当の副所長は相部屋としていた。また、副所長(事務)室と副所長室(道路)の間の壁を撤廃するよう予算措置(約40万)を本局と調整していた。(事務副所長室を相部屋にした場合、人事評価、メンタルヘルス等で個室対応が必要な場合もあることが課題とのことであった。)
- ・ 業界・建設業協会等との対応は、OBや地元企業からの挨拶、会議への出席・説明の機会はあるものの、年度変わりや受注の際の挨拶程度の接触しかなく、未公開情報の漏えいを求められたこともないとのことであった。
- ・ 一方で、十分なコミュニケーションがとれていないため、災害時の対応で迅速な行動を依頼できるか懸念の声があった。

(近畿地方整備局滋賀国道事務所)

- ・ 事業者・OBとの接触については、事務所入口の受付において業務委託した警備会社職員により、外来者の状況が詳細に管理されていた。所長、副所長と応接する場合は、総務課にも確認が必要でダブルチェック体制となっていた。OBの意識は変わってきており、OBの方がむしろ気を使っているとのことであった。
- ・ 平成19年度に新庁舎になる以前から、改築担当と管理担当の両副所長の相部屋化が行われ、25年度内に、事務副所長も相部屋に移るとのことであった。所内の部下からの報告についても、副所長と一緒に話を聞けるなど、メリットが大きいと考えていた。
- ・ 入札不調や一者応札などの背景となる業界の状況は、事業者が来訪の際、一般論として聞いている。補正予算や災害復旧工事が発注される中、技術者の配置が予定通りいかになくなっているなどの状況を、個別事業に触れずに、話を聞きとっていた。

(中国地方整備局広島国道事務所)

- ・ 副所長に対する事業者の訪問対応については、総務課内のオープンスペースにおいて応接することとしていた。また、一般社団法人広島県建設工業協会との意見交換会においても接触ルールを紹介し、協力を要請しており、これまで問題となった事例もないとのことであった。
- ・ 事業者・OBの訪問は、受注・工事完了等の挨拶がほとんどであり、その際に個別の入札等の話が出ることもないとのことであった。
- ・ 副所長室の相部屋化については、今週末から工事に着手し、平成26年2月11日の完

成を予定しているとのことであった。

- ・ 事業者とのコミュニケーションについては、毎年度1回開催される一般社団法人広島県建設工業協会との意見交換会において、ざっくばらんな意見交換ができていたとのことであった。

(四国地方整備局中村河川国道事務所)

- ・ 推進計画では、地域の事業者を含む関係方面に対して再発防止策等を周知し理解を深めることとされているが、当事務所においては、平成25年6月6日、幡多地域の建設業者に対し本局の企画調査官も参加して周知を図っていたほか、今後安全協議会の場でも周知することを検討していた。

所長は、研修資料は自分で作成していた。事業者に対しての周知は、具体的な事案に即して事案が発生すれば関与した職員は多額の損害賠償金を支払うことになること等を説明していた。

- ・ 副所長室の相部屋化については、すでに平成25年2月20日に副所長3名と事業対策官が相部屋化され、効果として副所長間の情報共有が可能になるとのメリットが上げられていた。(人事評価、メンタルヘルス等で個室対応が必要な場合はあるが別の会議室を使用していた。)
- ・ 業界・建設業協会等との対応は、受注の際の挨拶程度で、個別の接触はほとんどないとのことだった。一方で、十分なコミュニケーションがとれていないため、災害時の対応でいざというときの迅速な行動を依頼できるか心配であるとの声があった。
- ・ 発注者綱紀保持規程では、不当な働きかけに対する報告を強化する改正が行われていたが、不当な働きかけに係る記録簿の様式は未だ定められていなかった。局においては、発注者綱紀保持マニュアルの改訂(平成25年6月7日)に合わせて、対応フロー図の改訂も含めて、対応されるとのことであった。

(四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所)

- ・ 副所長室の相部屋化については、局全体の方針に従い平成25年3月に、副所長2名の相部屋化がなされ、扉についても外から見える透明なものとした。また、それ以前から、不当要求対策の必要もあって、副所長室に監視カメラが設置され、外部からの対応状況が総務課で監視できる状況にあった。
- ・ 平成24年11月以前は、業者・OBが副所長室や各課へ名刺配りすることも、積算部署を除いては、実態として自由にできる状況であった。しかし、平成24年11月の局の方針が出たのを受けて、総務課の受付簿に記載してからでないと副所長室や各課の執務室には入室できないようにした。現在は、業者・OBが何時何分に誰を訪ねたかを記録して残していた。
- ・ OBとの対応については、過去の経緯等有益な情報、経験を聞けることもあり、話を

聞くことには意味がある。ただし、かつては入札に関する情報を聞かれたこともあったが、きちんとお断りしたとのことであった。現在もOBの来訪はあるが、入札、契約に関する情報を聞こうとするような相談は一切ない。しかし、今後ないとは限らないので、「再就職者による働きかけの規制」等について、本省、本局より、OBに周知徹底を図るべきであるし、徹底すると現場は助かるとのことであった。

- ・ 改正された発注者綱紀保持マニュアル等に則って、不当な働きかけを受けた場合には、上司と発注者綱紀保持担当者を通じて局長に速やかに報告される体制が今後とも的確に確保される必要がある。
- ・ 「再就職者による働きかけの規制」の周知徹底については、本局は、車両管理業務談合事案を受けた再発防止対策として、平成21年度末より退職者を対象に再就職の規制を全て説明し確認書を提出してもらっている。また、OBも含まれる業界との意見交換時にコンプライアンス全般について説明している、とのことであるが、さらに、職員に対する周知徹底を図るとともに、OBに対する周知徹底も様々な機会に強化していきたいとのことであった。
- ・ 建設業者との施工面での意見交換については、現場の安全パトロールを介して実施している。建設業者との意見交換は必要だと思うし、今後ルールを決めて意見交換を行うことが必要であるとのことであった。

(九州地方整備局筑後川河川事務所)

- ・ 事務所幹部によると、当事務所は、地理的に利便性がよく、OBによっては週に1回来訪するなど、他事務所に比べ比較的多く事業者・OBとの対応はあるようであった。
- ・ しかし、所長室、副所長室に通じる受付横のオープンな場所にソファを設け、「事業者・利害関係者の皆様との応接に当たりましては、副所長室での対応は控えさせていただきます。」とするとともに、「会議室で応接する場合は、複数の職員で対応させていただくとともに、ドアを開放させていただきます。」とのお知らせを示していた。
- ・ 建設業協会等との対応は、立話での挨拶程度で、個別の接触はほとんどないとのことだった。一方で、十分なコミュニケーションがとれていないため、災害時の対応でいざというときの迅速な行動を依頼できるか心配であるとの声があった。
- ・ 過去の電気通信職員に係る不正事案を受け、九州地方整備局独自の再発防止の取組として、積算担当者と業者との接触を回避するため、工事費の積算について見積徴収が必要な場合には、発注担当課ではなく、契約担当課が事務所長名で見積徴収を行うこととされている。業者への資料の郵送等の窓口的な業務は契約担当課が行っていたが、業者からの問い合わせに対応するには、契約担当課の体制が十分ではないため、当事務所においては、発注担当課が対応することとされていた。

### (3) 機密情報管理の徹底

#### ① 監察結果

高知県内事案報告書では、機密情報管理の徹底に関し、以下の再発防止対策が求められている。

- 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
  - 情報管理の徹底
- など

監察の結果、全ての事務所等において、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出に係る試行が行われていた。

また、全ての事務所等において、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保、技術提案書における業者名のマスキングが行われていた。技術提案書における業者名のマスキングについては主に品質確保担当課が実施していた。

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法及び管理責任者の体制整備については、全ての事務所等で順次進められていた。

一方、機密情報を取り扱う者を限定した結果、特定の担当者に情報が集約され、業務量及び責任が過大となる傾向が見られた。

また、機密情報の管理を徹底するためには、発注者支援業務の委託先における情報流出対策にも万全を期すべきである。

#### ② 監察を受けて取組を開始したこと

入札書と技術提案書の同時提出及びマスキングの徹底に係る試行の結果等を踏まえ、本省担当部局及び地方整備局等では以下の取組を進めている。

##### ➤ 技術提案書等のマスキングの見直し

発注担当現場職員の過度な負担をなくすため、入札書と技術提案の同時提出を行う工事について、マスキングを不要とする見直しを実施（平成 26 年 2 月通知）

#### ③ 今後とも取り組むべき事項

機密情報管理の徹底のため、地方整備局等においては、今後とも以下の取組を進めて

いく必要がある。

➤ 「みなし公務員」等の規定の周知徹底

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定により、発注者支援業務の受託者の従業員に対して「みなし公務員」等の規定が適用されることの周知徹底

➤ 発注者支援業務の受託者における行政情報流出防止体制の確保

発注者支援業務の受託者における行政情報流出防止体制について、

- ・ 契約の際の趣旨の徹底
- ・ 業務計画書の確認
- ・ 管理体制のヒアリング
- ・ 現地確認

等を適時適切に実施

④ 事務所等における監察結果

事務所等における監察結果は以下のとおりであった。

(北海道開発局札幌開発建設部)

- ・ 入札契約に係る機密情報については、情報を閲覧する権限のある契約担当課の職員のみが電子データにアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。
- ・ マスキングについては、契約企画課及び契約業務課の担当者のみが業務を担当しており、担当職員の業務上の負担、精神的なプレッシャーは重いものがあるとのことであった。一方で、北海道開発局においては、一連の事案を踏まえて、他の地方整備局等に先駆けてマスキング等を導入したところであり、既に定着している取組であるとのことであった。
- ・ 技術審査業務については、河川技術審査業務は一般財団法人北海道河川財団、道路技術審査業務に関しては一般財団法人北海道道路管理技術センターに委託していた。委託先に対する秘密保持の確認については、技術審査課長が実際に現地に出向き、秘密保持体制（執務室への入室制限、資料の厳格な管理等）の確認を行っていた。
- ・ 入札書と技術提案書の同時提出については、平成 25 年 1 月から事後審査型の全工事において実施済みであった。

(東北地方整備局山形河川国道事務所)

- ・ 入札契約に係る機密情報は、情報を閲覧する権限のある当該職員のみがアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。

- ・ マスキングについては、高知県内の入札談合事案が発生する以前から行われ、山形河川国道の総合評価に係る一般土木工事では全てで行われており、品質確保課の限定された職員のみが実施していた。間違いがないよう注意を払う緊張感があるものの、特段の業務上の支障にはなっていないとのことであった。
- ・ 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出等の試行については24年度に1件実施されていたが、その効果は本局が検証することになるとのことであった。
- ・ 山形河川国道は今後発注代表事務所になり、担当職員も最上川ダム統合管理事務所との併任になるが、どのくらい事務量が増えるかは現時点ではわからないとのことであった。
- ・ 山形河川国道は、発注者支援業務等の委託契約を一般社団法人東北地域づくり協会と締結していた。協会とは、業務の実施方針として公共サービス改革法（守秘義務、みなし公務員規程等）の遵守、機密保持等がIS027001の認定取得や誓約書により確認されているとのことであった。事務室はICカードで入退室管理されているとのことであった。
- ・ 参加資格の確認業務は、協会職員が山形河川国道に来所して行い、技術提案に係る業務については、山形河川国道で業者名をマスキングして協会職員がそれを協会に持ち帰って業務を実施していた。

（関東地方整備局横浜国道事務所）

- ・ 入札契約に係る機密情報管理は、機密情報が入っているパソコンに、情報を閲覧する権限のある当該職員のID・パスワードを打ち込むことにより閲覧することができるよう管理していた。
- ・ 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出等の高知県内の入札談合事案を踏まえた入札・契約手続きの見直しに係る試行については、横浜国道でも実施する予定であったが、応札者がおらず、入札不調となっていた。
- ・ マスキングについては、横浜国道の総合評価に係る一般土木工事全てで行われており、品質確保担当課の限定された職員のみが実施していた。
- ・ 横浜国道では多くの事業を抱えており、入札・契約に係る事務量も膨大で、体制的に厳しい状況であり、今後、横浜国道が技術審査業務を集約する地域ブロックの代表事務所になることも考えると、特定の担当者に、情報が集約され、業務量及び責任が過大となる傾向について心配であるとの懸念が表明された。
- ・ 横浜国道は、川崎国道事務所とともに、発注者支援業務等の委託契約を、一般社団法人関東地域づくり協会と締結していた。同協会の平成25年4月の業務計画書（技術提案編）には、業務の実施方針として公共サービス改革法（守秘義務、みなし公務員規程等）の遵守、機密保持、中立・公平性の確保としてCSR（企業の社会的責任）を定め、コンプライアンス、公平・中立性の徹底、担当技術者と「情報管理確認書」の確認等が記載されていた。



(北陸地方整備局新潟国道事務所)

- ・ 新潟国道においては、平成 20 年 4 月以降、本局の通知に基づいて入札参加申請書の受理業務と審査業務の分離体制を構築していた。入札契約に係る機密情報については、情報を閲覧する権限のある経理担当課の職員のみが電子データにアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。
- ・ マスキングについては、企業名秘匿表の作成を含めて契約事務管理官のみが業務を担当しており、事務担当副所長は、課長クラス等の入札契約関係書類等に係る負担（精神的負担を含む）が増加していることを懸念しているとのことであった。
- ・ 発注者支援業務は、一般社団法人北陸地域づくり協会に委託していた。委託先に対する秘密保持の確認については、業務計画書による秘密保持体制（専用執務室の設置及び電子キーによる入室制限、データへのアクセス制限等）のチェックと、写真による履行確認を行っているが、今後は現地での確認も検討したいとのことであった。
- ・ 入札書と技術提案書の同時提出等の試行については、25 年度に 1 件を予定しているとのことであった。

(中部地方整備局浜松河川国道事務所)

- ・ 発注事務に関する情報管理の徹底では、機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を図るため、発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルの改訂を行う予定とのことであった。
- ・ 一方、実態としては、機密情報にアクセス制限、パスワード管理がなされ、当事務所における情報管理の徹底は適切に行われていた。
- ・ 浜松河川においては、機密情報を知る者を限定する観点等から、副所長は予定価格の検算を行っておらず、評価点もマスキングされた入札契約手続運営委員会への提出資料で確認していた。
- ・ 一方で、特定の担当課長に情報が集約され、責任が大きくなる傾向が見られたことから、マスキング等について、現場職員の負担が過大となっていないか検証していく必要がある。
- ・ 発注者支援業務（技術審査業務）の受注者には、みなし公務員の規定が適用されていることもあり、行政情報流出防止体制を適時適切にチェックすることが望まれる。

(近畿地方整備局滋賀国道事務所)

- ・ 入札契約に係る機密情報については、情報を閲覧する権限のある経理担当課の職員のみが電子データにアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。
- ・ マスキングについては、契約や品質確保に係る事務を行う担当者のみが業務を担当していた。

- ・ 発注者支援業務は、工事に係る技術審査は一般社団法人近畿建設協会、業務に係る技術審査は民間法人に委託していた。委託先に対する秘密保持の確認については、業務計画書による秘密保持体制（「指紋認証システム」装置を備えた専用執務室の設置、データへのアクセス制限等）のチェックと、写真による履行確認を行っているが、今後は現地でのチェックも必要に応じて行いたいとのことであった。
- ・ 入札書と技術提案書の同時提出等の試行については、24年度に2件を実施していた。

（中国地方整備局広島国道事務所）

- ・ 入札契約に係る機密情報については、情報を閲覧する権限のある経理担当課の職員のみが電子データにアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。
- ・ マスキングについても、経理課の担当者のみが業務を担当していた。
- ・ 経理課、品質確保課の職員の業務上の負担、緊張はかなり重いものがあった。
- ・ 技術審査業務は、一般社団法人中国建設弘済会に委託していた。委託先に対する秘密保持の確認については、業務計画書による秘密保持体制（執務室への入室制限、データへのアクセス制限等）のチェックと、写真による履行確認を行っていた。
- ・ 入札書と技術提案書の同時提出等の試行については、24年度に1件を実施していた。

（四国地方整備局中村河川国道事務所）

- ・ 当事務所は、工事の品質確保に係る事務について幡多地域のブロック代表事務所と位置付けられているが、品質確保に関し担当する組織が未だできておらず、地域内二事務所分の業務を当事務所の事業対策官と計画課係長が行っていた。
- ・ 入札書・技術提案書の二封筒方式の試行や技術提案書の業者名のマスキングの実施に伴って、経理課も含め担当者の業務が増加する傾向が見られた。担当者は、マスキング等のミスについても不安であると述べていた。現場職員の負担が過大にならないようにすべきである。
- ・ 四国地方整備局では、従来は発注担当課において予定価格の計算を行い、副所長が検算を行っていたが、高知県内の入札談合事案を受け、発注担当課において直接工事費の積算後、副所長（道路担当、河川担当）が自ら間接費を計算した上で、事務所長が検算することに変更されていた。
- ・ 発注者支援業務（技術審査業務）の受注者である四国クリエイト協会に対し副所長（道路）により情報管理についての確認が最近行われていたが、現地の確認は未だ行われていなかった。

所長は、発注者支援業務（技術審査業務）の受注者には、みなし公務員の規定が適用されていることを再度認識した上で、発注者支援業務に係る行政情報流出防止体制をチェックする手法を確立する手法があると述べた。

今般の特別監察において四国クリエイト協会四万十支所の現地の確認を行ったところ、

機密情報を扱う室に入る際には生体認証で職員の確認等を行っていた。支所長は、協会職員の研修の際には、みなし公務員となることを周知し、また、職員向けチェックシートの冒頭にも掲げられていたが、支所長は「さらに魂を入れていきたい」と述べた。

(四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所)

- ・ 入札契約に係る機密情報は、情報を閲覧する権限のある当該職員のみがアクセスできるよう制限をかけ、管理していた。
- ・ マスキングについては、高知県内の入札談合事案が発生する以前から行われ、高知港湾の総合評価に係る全ての港湾土木工事で行われており、契約担当課の限定された職員のみが実施していた。手間がかかり、かつ間違いがないよう注意を払う緊張感があるとのことであった。
- ・ 予定価格作成時期の後倒しについては、以前より開札日の午前中に予定価格を作成することとしていた。入札書と技術提案書の同時提出等の試行については港湾土木工事で25年度1件実施されていた。
- ・ 発注者支援業務は、SCOPE（一般財団法人港湾空港総合技術センター）と本局とで契約していた。アクセス制限がかけられた中で、高松の支社と共通サーバでやりとりしており、共通サーバに提供されるデータはマスキングされたものであった。
- ・ SCOPEは、以前現地調査を行ったところでは、USBデータについては指紋認証でデータ管理をしており、職員の守秘義務を徹底し、コンプライアンス・ミーティングを月一回実施していた。今後とも、本局品質確保室としては、発注者支援業務の受託者の秘密情報管理について、随時、点検を行っていききたいとのことであった。

(九州地方整備局筑後川河川事務所)

- ・ 過去の電気通信に係る不正事案を受け、九州地方整備局独自の再発防止の取組として、特に、調査基準価格が記載されている請負工事費計算書案の作成にあつては、管理職員自らが一般管理費等の積算を行うことを徹底することとされているが、当事務所においては、パスワード管理を徹底した上で、工務第一課長、防災情報課長等の発注担当課長が一般管理費等の計算を行い、副所長（河川担当）が検算することとされており、上記取扱いが徹底されていた。
- ・ 高知県内の入札談合事案を踏まえ、本省が指示したマスキングの試行としては、24年度末に一件行われていた。これとは別に、競争参加者から提出された資料をマスキングせずに契約担当課及び品質確保担当課の限定された職員の間で共有し、審査・評価等の作業を行った後で、入札・契約手続運営委員会に提出する資料にはマスキングをかけるという手法が行われていた。

#### (4) 応札・落札状況の分析

##### ① 監察結果

高知県内事案報告書では、入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、応札・落札状況の分析に関し、以下の再発防止対策が求められている。

- 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化 など

監察の結果、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータは、全ての事務所等でホームページ上に公開していた。

また、一部の地方整備局等では、コンプライアンス推進本部において事務所長から事務所の応札・受注状況に関する所感等を報告してもらうことを通じ、応札・受注状況の注視を促す取組をしていた。

今後とも、入札談合の発見の端緒とする観点から、事務所ごとの応札・落札状況等のデータについて注視し、活用していくことが必要である。

また、一部の事務所等では、一者応札や不調・不落が増加する傾向にあることから、透明性を維持しつつ、適宜事業者に対し不参加等の理由についてヒアリング等を実施していくことも必要である。

##### ② 監察を受けて取組を開始したこと

高知県内事案報告書等を踏まえ、地方整備局等では以下の取組を進めている。

###### ➤ 事務所等の応札・受注状況についての注視

一部の地方整備局等において、コンプライアンス推進本部で事務所長がコンプライアンスの取組について報告する際、併せて、当該事務所の応札・受注状況について報告

###### ➤ 不調・不落の原因に係る事業者ヒアリング

不調・不落の要因を把握するために事業者に対して個別にヒアリングを行うことは、コンプライアンスの観点からも問題はないことを周知（H26.3.10 事務連絡）

### Ⅲ. 推奨事例

#### (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚の取組

##### ○開発建設部幹部による事務所訪問及びミーティングの実施（北海道開発局）

北海道開発局では、職員一人ひとりが開発局の使命に責任と誇りを持ち、コンプライアンスはもとより、公正かつ厳正な職務遂行に当たることを心がけ、持てる専門性、技術力、ノウハウ等を最大限に活かすとともに、自ら考え行動する組織に向けて意識の向上、組織風土の醸成に取り組むことを目標としている。

このため、札幌開発建設部においては、コンプライアンス担当調査官が事務局長役を務め、開発建設部の部長、次長クラスが手分けをして、全ての事務所・事業所等を訪問し、本音を言える少人数のミーティングを数多く実施しており、組織のトップとしてのメッセージを浸透させ、組織が一体となって開発局の使命を果たすための意識の向上、組織風土の醸成の取り組みを行うこととしている。

(札幌開発建設部における H25 年度の事務所・事業所等の訪問状況)

16 事務所・6 事業所等（全事務所・事業所等）に延べ 79 回訪問  
ミーティングへの参加者数 計 417 名



○ eラーニング等による職員の理解状況の把握（東北地方整備局）

東北地方整備局では、イントラネットを活用し、学習用コンテンツの配信等により、職員全員が、時間や勤務場所にとらわれず学習に参加することのできる eラーニングシステムを導入している。

コンプライアンスの徹底のため、サービス、倫理、官製談合防止法の教材のほか、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」、一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」を作成しており、受講率 100%を目指すため、本局が事務所に未受講者を伝え、全て正解するまで確実に受講するようにしている。また、セルフチェックシートでは、実施率のほか正答率も把握している。（資料Ⅱ－１）

受講率等の結果については集約し、推進本部において評価を行った上でその後の取組の改善等につなげている。

## 資料Ⅱ－１

### 東北地方整備局のeラーニング等によるコンプライアンスの徹底

#### 推進計画

(3) eラーニングの受講	…… 継続
コンプライアンスeラーニングについて、現在構築されているコンテンツ（服務、倫理、官製談合防止）の受講率100%を目指すとともに、新たに作成した公務員倫理（一般職員用及び幹部職員用）のコンテンツの受講指導を引き続き実施する。	

#### ◎実施結果

- ・現在構築されているコンテンツ（§1 服務、§2 倫理、§3 官製談合防止法、幹部職員用研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用研修教材「公務員倫理について学ぶ」）の受講率100%を目指し、所属所内会議等において引き続き受講指導を実施した。

#### ◎推進本部の評価

それぞれのコンテンツでの受講率を検証したところ、3月末現在における各コンテンツの受講率は次のとおりである。

- ・「コンプライアンスの徹底」 §1 服務 → 97%、 §2 倫理 → 96%、 §3 官製談合防止法 → 95%
- ・「倫理的な組織風土を構築するために」 → 100%
- ・「公務員倫理について学ぶ」 → 86%

平成24年12月に新たに導入された「公務員倫理について学ぶ」以外は、受講率が95%を超えており、大部分の職員が受講済みとなった。今後、未受講の職員については、個別に受講指導を促す。

#### 推進計画

(4) セルフチェックシートの作成・活用	…… 【新規・平成25年1月～】
発注者綱紀保持規程等に関する基本的な事項について、20問程度の設問と解説を加えた「セルフチェックシート」を作成し、所属所内会議等での活用を図る。	

#### ◎実施結果

- ・「発注者綱紀保持セルフチェックシート」を作成配布し、これを活用した各職員による「セルフチェック」を、2月末までにはほぼすべての職員が実施した。

#### ◎推進本部の評価

実施率を検証したところ、約98.7%であった。

これにより、ほぼ全職員に近い人数が実施したと評価できるが、期間中に実施できなかった事務所があった。当該事務所には、早期の実施を促した。

今後は、新たなチェックシートの作成や実施方法の工夫をする。

○コンプライアンストレーニング（近畿地方整備局）

近畿地方整備局においては、管内事務所を7ブロックに分割し（資料Ⅱ－2）、ブロック単位でのコンプライアンスチーム会議（年3回）や、複数事務所の職員が対等の立場で相互に取組状況をチェックし合うコンプライアンストレーニング（年3回）を実施している。（資料Ⅱ－3）

○ コンプライアンストレーニング

ブロックごとの事務所コンプライアンスチームメンバー「副所長（事務・技術）、総務課長等」を対象に、再発防止策の取組を風化させることのないように、チェックシートを用いて既定のルールの実施状況の診断及び意見交換を行っている。すべての事務所でも年3回実施している。実施にあたっては当該事務所に他の事務所の副所長が出向いて聞き取る方式をとっている。

また、本トレーニングには本局から調査官や適正業務指導官も参加し、コンプライアンスに関する積極的な意見交換を実施している。



## 資料Ⅱ－２

### 近畿地方整備局のブロックコンプライアンスチームの取組

## ブロックコンプライアンスチーム

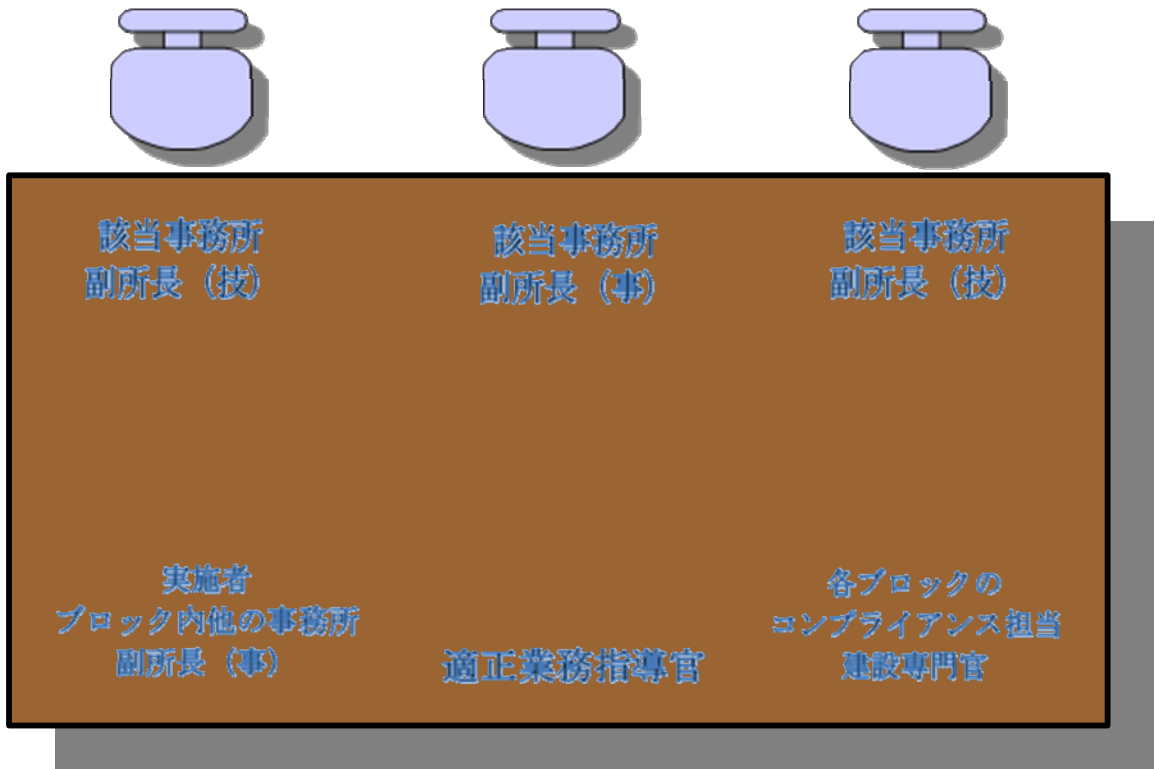
近畿地方整備局管内事務所を7ブロックに分割し、ブロック内の各事務所コンプライアンスチームで構成

(◎=ブロック統括事務所)

- ①福井ブロック ◎福井河川国道、足羽川ダム、九頭竜川ダム
- ②京都ブロック ◎京都国道、福知山河川国道、京都営繕
- ③滋賀ブロック ◎滋賀国道、琵琶湖河川事務所、大戸川ダム
- ④中央ブロック ◎淀川河川、猪名川河川、大和川河川、大阪国道、浪速国道、淀川ダム統合管理、近畿技術
- ⑤西部ブロック ◎兵庫国道、姫路河川国道、豊岡河川国道、六甲砂防、国営明石公園海峡
- ⑥南部ブロック ◎和歌山河川国道、紀伊山地砂防、奈良国道、紀南河川国道、木津川上流河川  
紀の川ダム統合管理、国営飛鳥歴史公園
- ⑦港湾ブロック ◎神戸港湾、舞鶴港湾、大阪港湾・空港整備、和歌山港湾、神戸港湾空港技術調査



# 近畿地方整備局 コンプライアンストレーニング



ブロック内の各事務所において、再発防対策等が実施されているかチェックシートを用いて出席者で確認するとともに意見交換を行う

(2) 事業者・OBとの接触・対応

○建設業界との積極的な意見交換及び談合疑義事案への確実な対応（東北地方整備局）

東北地方整備局では、建設企業の担い手不足や労務資材の単価高騰、事業執行体制の問題などを関係機関とも連携し、事業の施工を確保しながら着実に復興を成し遂げていくため、建設業界とも積極的に意見交換を実施している。

また、談合疑義事案について確実に情報共有するため、事務所で独自の判断をせずに全て本局に報告させることとしている。本局では過去の応札状況との比較等も行いながら、疑義のあるものについては積極的にヒアリング等の調査を実施している。

復興事業円滑化のための工夫

官民の協力・連携

<p><b>復興加速化会議</b> 事務局：東北地方整備局</p> <p>第1回 H25.3.3(仙台市) &lt;関係省庁&gt; 国土交通省(国土交通大臣) 宮城復興局 東北経済産業局 東北農政局 &lt;地方公共団体&gt; 岩手県 宮城県 福島県 仙台市</p> <p>第2回 H25.10.7(仙台市) &lt;関係業界団体&gt; 東北建設業協会連合会 日本建設業連合会 全国生コンクリート工業組合 セメント協会 全国コンクリート製品協会 宮城県地域型復興住宅促進協議会 都市再生機構</p> <p>第3回 H26.2.1(仙台市)</p>			
<p>&lt;東北&gt;</p> <p><b>建設資材対策東北地方連絡会</b></p> <p>目的：建設資材の需要・需給の見通しを情報共有</p> <p>事務局：東北地方整備局 構成機関：国、都道府県・政令市、独立行政法人、建設業団体、資材団体等</p> <p>・H23年度(第1回)H23.7.29(第2回)H24.1.30(第3回)H24.3.16 ・H24年度(第1回)H24.4.20(第2回)H24.7.23(第3回)H24.10.1 ・H25年度(第1回)H25.4.24(第2回)H25.8.6(第3回)H25.12.25</p>		<p>&lt;全国&gt;</p> <p><b>復興・復興の施工確保に関する連絡協議会</b></p> <p>目的：現状を情報交換し、復興・復興事業の円滑な実施を図る</p> <p>&lt;関係省庁&gt; &lt;地方公共団体&gt; &lt;関係業界団体&gt; &lt;開催状況&gt;</p> <p>国土交通省 岩手県 (社)日建連 H23.12.27設立 総務省 宮城県 (一社)全建 【H23 第1-2回】 厚生労働省 福島県 (社)建専連等 【H24 第3-5回】 農林水産省 仙台市 H25(第6回)H25.5.22 環境省/復興庁 (第7回)H25.9.12 都市再生機構 (第8回)H26.1.22</p>	
<p>&lt;東北&gt;</p> <p><b>資材別(分会)</b></p> <p>※ひっ迫する資材毎に機動的に開催</p> <p>○鋼矢板(仮設)資材対策関係者打合せ ・【H23 1回開催】・【H24 1回開催】 【H25 1回開催 H25.12.9】</p> <p>○宮城県生コンクリートJIS工場協議会 ・【H24 5回開催】(第1回)H25.6.14 (第2回) H25.12.5</p> <p>○災害公営住宅専門部会 ・(第1回)H25.9.6</p>		<p><b>地区別(分会)</b> ※ひっ迫する地区別、資材別で開催</p> <p><b>岩手県</b> ※各地区復興・復興工事施工確保対策情報連絡会 ○久慈地区【H24 1回】 (H25 第1~4回)4.24 6.14 9.13 10.1 ○宮古地区【H24 2回】 (H25 第1~3回)4.18 6.7 10.7 ○釜石地区【H24 2回】 (H25 第1~2回)4.19 10.28 ○大船渡地区【H24 2回】(H25 第1~6回)4.26 5.8 6.10 7.11 8.20 9.10 (作業部会含む)</p> <p><b>宮城県</b> ○宮城県分会(生コン・碎石)【H23 1回】 ○生コン(仙台、石巻地区)関係者打合せ【H23 1回】 ○宮城県分会【H24 4回】(第1回)H25.5.17(第2回)H25.9.2 ○石巻地区復興・復興工事情報連絡会【H24 1回】 ○東部地区建設資材及び盛土材連絡調整会議 (第1回)H25.7.17(第2回)H25.12.19</p> <p><b>福島県</b> ○相馬市(生コン)関係情報連絡会【H23 1回開催】 ○福島県建設工事復興・復興相双地方連絡協議会【H24 4回開催】(第1回)H25.8.1</p>	
<p>&lt;東北&gt;</p> <p><b>◆建設業界との意見交換</b></p> <p>※平成25年度</p> <p>&lt;日本建設業連合会&gt; 本部 H25.5.30 支部 H25.11.6 H26.1.24 H26.2.19</p> <p>&lt;東北建設業協会連合会・東北品確安全協議会&gt; H25.4.11 H25.10.15 H26.1.8及び9</p> <p>&lt;各県建設業協会&gt; 岩手 H25.11.25 福島 H26.1.28 宮城 H26.2.7</p> <p>&lt;日本道路建設業協会&gt; 本部 H25.6.4 支部 H25.11.15</p> <p>&lt;PC建設業協会&gt; 本部 H25.11.13 支部 H26.1.21</p> <p>&lt;日本橋梁建設協会東北地区&gt; H25.11.26</p>			

### (3) 機密情報管理の徹底

○発注者支援業務の委託先における行政情報流出防止対策（四国地方整備局）

四国地方整備局中村河川国道事務所の発注者支援業務（技術審査業務）の委託先である四国クリエイト協会四万十支所では、機密情報を扱う室に入る際には生体認証で職員の確認等を実施している。

協会四万十支所長は、みなし公務員であることを協会職員の研修で周知するとともに、「コンプライアンスチェックシート」により、職員一人一人の理解度等について把握し、行政情報流出防止の徹底を図っている。（資料Ⅱ－５）

資料Ⅱ－５

四国地方整備局中村河川国道事務所の発注者支援業務委託先における行政情報流出防止対策

コンプライアンスチェックシート

四国クリエイト協会

(このチェック表の内容は1ヶ月以内での回答とする)

質問事項	回答
①自分は発注者支援業務等の従事者であり、みなし公務員であることを意識しているか	
②本会職員及び職場内関係者の法律・規律・規定に抵触する様な行為を目撃したことがあるか	
③コンプライアンス違反か否かは不明だが、他職員あるいは自分の行動で何か気になる事柄があるか	
④利害関係者(業者(OB含む)・国土交通省職員)と飲酒等を共にした 〔上記で“はい”と答えた場合〕 利害関係者との飲酒の席で守秘義務に係わる話をしたか	
利害関係者との飲酒において飲酒代は割り勘であったか	
⑤不当な働きかけ(守秘義務の情報漏洩依頼等)を受けたことがあるか	
⑥不当な働きかけがあった場合、管理技術者・所属長に相談したか	
⑦利害関係者から金品(中元・歳暮含む)の授受を受けたか	
⑧工作上的悩み(セクハラ・パワハラ含む)は無い	
⑨ネガティブ(顧客からの苦情等)情報も管理技術者又は所属長に報告しているか	
⑩守秘義務に関する書類の持ち出し(家に持ち帰り仕事等)を行っていないか	
⑪新聞等報道事例(平成24年9月高知県内入札談合事案)のようなコンプライアンス欠落の事例が身の廻りに起きていないか	
⑫家族に知られても恥ずかしくない行動をしているか	

回答は“はい”、“いいえ”、“無い”等、いずれの答え方でも良い。  
明確に答えられない、不明な場合は“△”を記載。

上記コンプライアンスチェックシートの回答に偽りは無く  
引き続きコンプライアンス意識の向上に努めます。

自筆サイン:

平成 年 月 日

#### (4) 応札・落札状況の分析

○事務所の応札・落札状況に関する意見交換（関東地方整備局）

関東地方整備局では、再発防止策等の取組についてモニタリングとフォローアップを行うため、コンプライアンス推進本部や本局の実施する一般監査において、各事務所におけるコンプライアンス推進計画に基づく取組について報告を受けるとともに、応札状況に対する事務所長の所感をヒアリングしている。（資料Ⅱ－６）

コンプライアンス推進本部への参画と一般監査を合わせ、25年度中に全事務所の事務所長からヒアリングを実施しており、事務所発注工事の落札率や落札業者の傾向について、事務所幹部が主体的に考える機会を設けている。

資料Ⅱ－６  
関東地方整備局のコンプライアンス推進体制

